

宮城県内で 農薬を販売する方へ

農薬販売の手引き

【変更内容】

令和8年2月27日以降、電子申請による届出が可能となりました。

令和8年2月
宮 城 県

目 次

I 農薬取締法上の定義について	P 2
1 「農薬」とは	
2 農薬の「販売者」とは	
II 農薬販売者の届出について	P 3
1 届出が必要となる事項と届出時期	
2 届出に必要な書類	
3 届出書の提出方法	
4 農薬販売者に対する検査	
III 届出書類の記入例	P 5
1 新規届（様式第1号）	
2 添付書（様式第2号）	
3 変更届（様式第3号）	
4 廃止届（様式第4号）	
IV 農薬販売届出に関するQ & A	P 9
V 農薬を販売する際の注意事項	P 11
1 農薬販売者の届出	
2 帳簿の備え付け	
3 販売できる農薬について	
4 農薬の保管方法	
5 農薬の陳列方法	
6 購入者へのアドバイス	
7 販売業務の自主点検	
《農薬販売業務自主点検表》	P 13
《用語解説》	P 14
《農薬に関する情報（登録・失効情報）》	P 15

I 農薬取締法上の定義について

農薬は、今日の農業生産において欠くことのできない重要な資材となっています。その一方で、農薬は、殺虫、殺菌効果や、植物の成長を調節するといった働きをするため、取扱方法や使用方法を誤った場合、使用対象物以外の人や動植物、周辺環境に対して影響を及ぼす恐れがあります。

このため、農薬の販売、使用については、「農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）」（以下「法」という）などによって様々な定めがなされているとともに、購入（使用）者に対して販売する際の指導なども求められています。

1 「農薬」とは（法第 2 条第 1 項）

農薬取締法では、農作物（樹木及び農林産物を含む。以下、「農作物等※」という）の病害虫の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤、その他の薬剤（誘引剤、忌避剤、展着剤、天敵等）及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤を農薬と定義しています。

※農作物等とは、栽培の目的や肥培管理の程度の如何を問わず、人が栽培している植物を総称するものです。その植物の全部又は一部を収穫して利用する目的で栽培している稲、豆類、果樹やそ菜等、観賞用の目的で栽培している庭園樹、盆栽、花き、公園の植栽、街路樹、ゴルフ場の芝のほか、山林樹木も含まれます。

2 農薬の「販売者」とは（法第 2 条第 4 項）

「販売者」とは、農薬を販売（販売以外の「授与」を含む）する者と定義されています。業を営む者以外の個人で販売する場合、イベントで農薬を無償で譲渡する場合、購入した農薬を転売する場合、インターネットを利用して農薬を販売（インターネットオークションへの出品を含む）する場合も「販売者」に該当するため、届出が必要です。

II 農薬販売者の届出について

1 届出が必要となる事項と届出時期

農薬販売業務を新たに行う場合は、販売開始の日までに県知事に届出なければなりません。また、届出内容に変更が生じた場合、農薬販売業務を廃止した場合は届出が必要です。（法第17条）

(1)	農薬販売業務を開始するとき	<u>販売開始の日まで</u> に届け出る。
(2)	届出内容に変更が生じたとき	<u>変更を生じた日から2週間以内</u> に届け出る。
(3)	農薬販売業務を廃止するとき	<u>廃止した日から2週間以内</u> に届け出る。

※毒物又は劇物に該当する農薬を販売する場合は、農薬販売届とは別に毒物劇物販売業の登録も必要となります。毒物劇物販売業の届出先は最寄りの保健福祉事務所（仙台市の場合は仙台市健康福祉局医務薬務課 TEL 022-214-8085）です。

2 届出に必要な書類

届出様式及び必要書類		【新規届】 様式 第1号	【添付書】 様式 第2号	【変更届】 様式 第3号	【廃止届】 様式 第4号	証明書 等	販売所 の一覧
届出が必要となる事項							
(1) 販売業務を開始するとき		○	○			○ ※1	○ ※2
(2) 届出内容に変更が生じたとき	①届出者住所、届出者名変更			○		○ ※1	
	②販売所住所、販売所名称変更			○			
	③販売所の増設		○	○			○ ※2
	④販売所の一部廃止			○			○ ※2
(3) 販売業務を廃止するとき					○		
必要部数	持参・郵送	2部	販売所毎に1部	2部	2部	1部	1部
	電子申請	受付フォームに入力	販売所毎に作成して添付	受付フォームに入力		添付	

※1 証明書等（コピーによる提出可）

- ・届出者が個人の時…「住民票の写し」、「住民票記載事項証明書」（いずれも発行日から3か月以内のもの）、または「運転免許証のコピー」
- ・届出者が法人の時…「登記事項証明書（現在事項証明書）」、または「定款の写し」（いずれも最新のもの）

※2 販売所の一覧

- ・県内に販売所が複数あるとき …… すべての販売所の一覧表（住所と名称等）
- ・販売所が1か所するとき …… 一覧表は必要ありません

届出用紙は、病虫害防除所、各地域の地方振興事務所農業振興部に用意しています。また、病虫害防除所のホームページからダウンロードすることができます。

なお、令和3年3月10日以降、届出者代表の押印は不要となりました。届出の各様式を変更していますので、最新の様式を入手のうえ、届出をお願いします。

宮城県病虫害防除所のホームページ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/byogai/todokede.html>

3 届出書類の提出方法

各届出は、必要書類を添えて下記の該当する機関に持参、郵送または電子申請により提出してください。FAXでの提出は受け付けておりません。

■小売業者	①販売所が1つの地域区分に該当する場合・・・・・・・・・・	当該販売所を管轄する 地方振興事務所
	②販売所が2つ以上の地域区分に該当する場合・・・・・・・・・・	病虫害防除所
■卸売業者（卸売と小売の両方行っている場合も含まれます）・・・・・・・・・・		病虫害防除所

《提出先一覧》

1) 持参、郵送の場合

業種区分	地域区分	販売所（店舗）の所在地	届出先	届出先住所	電子申請受付フォーム
小売業	大河原	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町	大河原地方振興事務所 農業振興部農業振興班	〒989-1243 大河原町字南 129-1 Tel 0224-53-3289	https://logofarm.jp/form/GQGB/1450321
	仙台	仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村	仙台地方振興事務所 農業振興部農業振興班	〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17 Tel 022-275-9250	https://logofarm.jp/form/GQGB/1450345
	北部	栗原市、大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町	北部地方振興事務所 農業振興部農業振興班	〒989-6117 大崎市古川旭四丁目 1-1 Tel 0229-91-0717	https://logofarm.jp/form/GQGB/1450351
	東部	石巻市、登米市、東松島市、女川町	東部地方振興事務所 農業振興部農業振興班	〒986-0850 石巻市あゆみ野五丁目 7 番地 Tel 0225-95-7809	https://logofarm.jp/form/GQGB/1450355
	気仙沼	気仙沼市、南三陸町	気仙沼地方振興事務所 農業振興部農業振興班	〒988-0181 気仙沼市赤岩杉ノ沢 47-6 Tel 0226-24-2534	https://logofarm.jp/form/GQGB/1450371
小売業 （販売所が2つ以上の地域区分に該当する場合）	県内全域		病虫害防除所	〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17 Tel 022-275-8960	https://logofarm.jp/form/GQGB/1450248
卸売業					

4 農薬販売者に対する検査（法第29条）

宮城県では農薬取締法に基づき、農薬販売所への農薬指導取締検査を実施しています。農薬販売実績の有無にかかわらず検査の対象となりますので、ご理解の上、ご協力をお願いします。

Ⅲ 届出書類の記入例

1 新規届

様式第1号

受理番号：

※太枠内のみご記入ください。

農薬販売届（新規）		
年	月	日
宮城県知事	殿	
届出者 住 所		
氏 名		
電話番号		
メールアドレス		
農薬取締法第17条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。		
記		
1 販売業務の開始年月日	年	月 日
2 販売業務を行う販売所の名称		

←届出先に持参する場合は届出当日、郵送の場合は投函日を記入してください。

←法人の場合はその名称と代表者名を記入してください（押印は不要となりました）。

←販売開始年月日を記入してください。

←販売業務を行う全ての販売所について記入してください。

←販売所が複数ある場合は別紙での提出も可能です。

《新規届出に必要な書類と部数》

①様式第1号 持参・郵送の場合 **2部**、電子申請の場合 **受付フォームに**

②様式第2号 **販売所毎に1部**（電子申請の場合は販売所ごとに作成し、ファイルを添付）

③証明書類（コピーによる提出可） **1部**（電子申請の場合はファイルを添付）

- ・個人の場合：「住民票の写し」、「住民票記載事項証明書」（いずれも発行日から3か月以内のもの）、または「運転免許証のコピー」
- ・法人の場合：「登記事項証明書（現在事項証明書）」、または「定款の写し」（いずれも最新のもの）

④全ての販売所の一覧表（県内に複数の販売所があるときのみ） **1部**（電子申請の場合はファイルを添付）

2 添付書

様式第2号（添付書）

販売所名称	
所在地	〒
電話番号	

重要

添付書は販売所毎に1部作成してください。

- 1 業 種（その他欄以外は該当する項目に○印を付けること。卸売と小売を両方行っている場合は、両方に○印をつけてください。）

卸売	小 売					
	組合	薬局・ 薬店	種苗商	肥料商	ホーム センター	その他 (具体的に記入)
		○				

- 2 仕入先又は卸売先（小売は仕入先、卸売は卸売先を記入してください。）
仕入先 △△△株式会社、○×商事

- 3 インターネット販売（該当する方を○で囲んでください。）

有 ・ 無
有の場合

WEB サイト名	農業資材の○○株式会社×××店
URL	https://www.×××.co.jp/nougyouzizai/

←インターネットを利用した販売をする場合は、WEBサイト名及びURLを記入してください。

- 4 水質汚濁性農薬の販売（該当する方を○で囲んでください。）

有 ・ 無

←水質汚濁性農薬*を販売するかどうか○で囲んでください。

- 5 毒物及び劇物に該当する農薬の販売（該当する方を○で囲んでください。）

有 ・ 無
有の場合

毒物劇物販売登録番号	石 第○○○○号
------------	----------

←毒物及び劇物に該当する農薬を販売する場合は、毒物劇物販売業の登録番号を記入してください。

- 6 農薬管理指導士（該当する方を○で囲んでください。）

有 ・ 無
有の場合

農薬管理指導士氏名	宮城 次郎
-----------	-------

←農薬管理指導士をおいている場合は氏名を記入してください。

* 《水質汚濁性農薬》

水質を汚濁する恐れのある農薬として政令により指定された農薬を指します。現在、水質汚濁性農薬に指定されているのはCAT（シマジン）です。

3 変更届

様式第3号

受理番号：

※太枠内のみご記入ください。
←受理番号をご記入ください。

農薬販売変更届		○年○月○日
宮城県知事	殿	
届出者	住所	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17
	氏名	株式会社〇〇 代表取締役社長 松島一郎
	電話番号	022-384-0000
	メールアドレス	
農薬取締法第17条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。		
記		
1 変更事項（該当項目に○印をつけること。）		
届出者名・届出者住所	販売所名称・販売所住所	増設
		一部廃止
2 変更年月日		
令和○年○月○日（届出者名）、令和○年○月○日（一部廃止）		
3 内容（変更前と変更後がわかるよう記入してください。）		
届出者名の変更		
変更前 宮城太郎		
変更後 松島一郎		
廃止する販売所		
株式会社〇〇石巻支店 石巻市××2丁目2-2		

←届出先に持参する場合は届出当日、郵送の場合は投函日を記入してください。

←法人の場合はその名称と代表者名を記入してください（押印は不要となりました）。

←変更事項の該当項目全てに○をつけてください。

←変更事項毎に変更年月日が異なる場合は、それぞれ記入してください。

←変更前と変更後の内容がわかるように記入してください。

←販売所を増設、または一部廃止する場合は、該当する販売所名称と住所を記入してください（別紙でも可）。

《変更届出に必要な書類と部数》

変更内容	提出書類
届出者名、届出者住所	①様式第3号(変更届) 持参・郵送の場合 2部、電子申請の場合 受付フォームに <input type="checkbox"/> ②証明書類(コピーによる提出可) 1部 (電子申請の場合はファイルを添付) [個人の場合: 「住民票の写し」、「住民票記載事項証明書」(いずれも発行日から3か月以内のもの)、または「運転免許証のコピー」 法人の場合: 「登記事項証明書(現在事項証明書)」または「定款の写し」(いずれも最新のもの)]
販売所名、販売所住所	①様式第3号(変更届) 持参・郵送の場合 2部、電子申請の場合 受付フォームに <input type="checkbox"/>
販売所の増設	①様式第3号(変更届) 持参・郵送の場合 2部、電子申請の場合 受付フォームに <input type="checkbox"/> ②様式第2号(添付書) 販売所毎に 1部 (電子申請の場合はファイルを添付) ③全ての販売所の一覧表(県内に複数の販売所があるときのみ) 1部 (電子申請の場合はファイルを添付)
販売所の一部廃止	①様式第3号(変更届) 持参・郵送の場合 2部、電子申請の場合 受付フォームに <input type="checkbox"/> ②全ての販売所の一覧表(県内に複数の販売所があるときのみ) 1部 (電子申請の場合はファイルを添付)

4 廃止届

様式第4号

受理番号：

※太枠内のみご記入ください。

←受理番号をご記入ください。

農薬販売廃止届

○年○月○日

宮城県知事 殿

届出者 住所 仙台市青葉区堤通雨宮町4-17

氏名 株式会社〇〇

代表取締役社長 松島一郎

電話番号 022-384-0000

メールアドレス

農薬取締法第17条第1項の規定により下記のとおり農薬販売業務を廃止したので届け出ます。

記

1 販売業務を廃止した年月日

令和○年○月○日

2 販売業務を廃止した販売所の名称及び所在地及び電話番号

・株式会社〇〇石巻支店

所在地：石巻市△△1丁目1-1

電話番号：000-000-0000

・株式会社〇〇白石支店

白石市□□3丁目3-3

000-000-0000

←届出先に持参する場合は届出当日、郵送の場合は投函日を記入してください。

←法人の場合はその名称と代表者名を記入してください(押印は不要となりました)。

←販売業務を廃止した年月日を記入してください。

←販売業務を廃止したすべての販売所名称と所在地等を記入してください。

←販売所が複数ある場合は別紙での提出も可能です。

《廃止届出に必要な書類と部数》

・様式第4号 持参・郵送の場合 **2部**、電子申請の場合 **受付フォーム**に

IV 農薬販売届出に関するQ&A

Q 1 宮城県内で農薬販売を始める際の届出について教えてください。

A 1 県内に初めて出店するのであれば、新規届、添付書（店舗ごと）、登記事項証明書等の提出が必要です。複数店舗で農薬販売を開始する場合は、上記に加えて販売所の一覧表が必要です。

Q 2 宮城県内に販売所を増設する場合の届出について教えてください。

A 2 県内で農薬販売を行っている届出者が店舗を増設する場合は、新規届ではなく変更届（増設）の取扱いとなります。したがって、変更届、添付書（店舗ごと）、販売所の一覧表を提出してください。

Q 3 宮城県外に販売所を増設する場合、届出は必要ですか？

A 3 宮城県への届出は必要ありません。宮城県外で販売所を増設する場合は、増設する販売所が所在する都道府県知事への届出が必要です。

Q 4 宮城県内の販売所を一部廃止する場合の届出について教えてください。

A 4 県内に複数の販売所がある届出者が販売所を一部廃止する場合は、廃止届ではなく変更届（一部廃止）の取扱いとなります。したがって、変更届と販売所の一覧表を提出してください。

Q 5 宮城県内の販売所を全て廃止する場合の届出について教えてください。

A 5 県内に複数の販売所のある届出者がその全ての販売所を廃止する場合は、廃止届のみ提出してください。

Q 6 個人経営から法人経営に変わった場合の届出について教えてください。

A 6 個人名での廃止届と法人名での新規届が必要です。法人経営から個人経営に変わったときも同様に、法人名での廃止届と個人名での新規届が必要になります。

Q 7 個人商店の代表者が変わった場合の届出について教えてください。

A 7 旧届出者名での廃止届と新届出者名での新規届が必要です（届出者が亡くなった場合も同様です）。

Q 8 宮城県外の販売者ですが、宮城県内に販売所を設置しないで農薬を販売します。届出は必要でしょうか。

A 8 届出は販売所の所在地を管轄する都道府県知事に行います。宮城県内に販売所を設置しないのであれば、届出の必要はありません（インターネットで販売する場合も同様の扱いとなります）。

Q 9 届出書を提出する際の届出日について教えてください。

A 9 届出書の各様式に記入していただく年月日は、届出先に直接提出する場合は届出当日、郵送する場合は投函日、電子メールの場合は送付日としてください。

Q 10 法人の場合、届出は本社と支店のどちらが行えばよいでしょうか。

A 10 法人の場合、届出者は原則として法人の代表者です。

Q 11 法人の場合、届出者名及び届出者住所の変更が生じた際に提出する添付書類とはどのようなものでしょうか。

A 11 登記事項証明書、または現在事項証明書、定款の写し等、変更内容が確認できる書類を添付してください（いずれも最新のもの）。

Q 12 小売業を行っていますが、届出先はどこですか？

A 12 当該販売所の所在地を管轄する地方振興事務所農業振興部に届出書を提出してください。ただし、販売所が2つ以上の地域区分に該当する場合は病虫害防除所に提出してください。持参・郵送のほか、電子申請による提出も可能です。

Q 13 卸売と小売の両方を行っている場合の届出先は？

A 13 病虫害防除所に提出してください。

Q 14 水質汚濁性農薬とは何ですか？

A 14 水質を汚濁する恐れのある農薬として政令により指定された農薬を指します。現在、水質汚濁性農薬に指定されているのはCATです。

Q 15 農薬販売を開始するにあたって、販売所に農薬管理指導士を設置しなければならないのでしょうか？

A 15 設置の義務はありません。ただし、宮城県では1つの販売所に1名以上の農薬管理指導士を設置していただくようお願いしています。なお、農薬管理指導士の認定については、県庁農政部みやぎ米推進課環境対策保全班（TEL：022-211-2845）にお問い合わせください。

Q 16 農薬販売届の副本を販売所内に掲示する必要はありますか？

A 16 掲示の必要はありません。ただし、届出を行ったことを証明する書類なので紛失しないよう保管をお願いします。

V 農薬を販売する際の注意事項

1 農薬販売者の届出

県内で農薬の販売を新規に開始するとき、また、既に届け出ている内容に変更（販売所の増設・一部廃止を含む）を生じたとき、販売業務を廃止するときは、規程の様式により、新規の場合は販売開始の日まで、変更の場合と廃止の場合はその事実が発生した日から2週間以内に県知事に届け出なければなりません。（法第17条）

2 帳簿の備え付け

農薬の販売にあたっては、帳簿を備え付け、農薬の品目ごとに仕入数量と販売数量を記載してください。また、水質汚濁性農薬の場合は、仕入数量及び販売先別販売数量がわかるよう記載してください。なお、作成した帳簿は、最終の記載の日から3年間保存しなければなりません。（法第20条及び法施行規則第16条）

POSシステムなどを導入している場合は、店舗ごとの販売記録が確認できるものであれば、帳簿を備え付けなくてもかまいません。

毒物又は劇物に該当する農薬については、「毒物及び劇物取締法」によって定められた譲渡手続きにより販売してください。

【帳簿の記載例】

品名：マラソン乳剤(100cc)

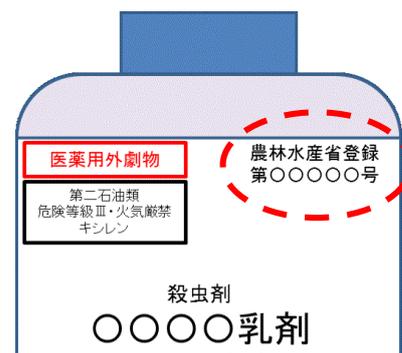
年月日	摘要	入(数量)	出(数量)	在庫数量	備考
R5/4/1	〇〇商事	50		50	
R5/4/6	〃	30		80	
R5/4/7	株式会社△×		30	50	

注) 農薬の種類別の在庫数量が把握できるように記載してください。



3 販売できる農薬について

農林水産省の登録を受けたもの、または特定農薬に指定されたものを農薬として販売することができます。登録農薬には、登録番号、農薬の有効成分とその含有量、適用作物の種類、対象とする病虫害の種類、希釈倍数や散布量といった使用方法や有効期限等についての情報が、ラベルなどに表示されています。取り扱う農薬について、必ず表示内容を確認するようにしてください。また、有効期限を過ぎた農薬は販売しないよう注意してください。（法第3、16、18条）



4 農薬の保管方法

農薬を保管するときは、盗難や紛失に十分注意してください。また、保管上の注意事項がラベルに表示されているものや、法令によって保管方法が定められている毒物劇物及び危険物に該当するものについては、所定の方法で保管してください。



5 農薬の陳列方法

店頭で農薬を販売する場合は、購入者が農薬と誤解して農薬でない商品を購入しないよう区分して陳列しましょう。棚段を分けられない、仕切りを設けられない場合は、POPの表示を工夫してください。

また、「農薬として使用することができない除草剤」を農作物等の栽培管理に使用した場合には、その使用者は罰せられることとなっています。当該除草剤を陳列する場合は、農薬との区分に配慮し、公衆の見やすい場所に農薬として使用することができない旨の表示を行ってください。



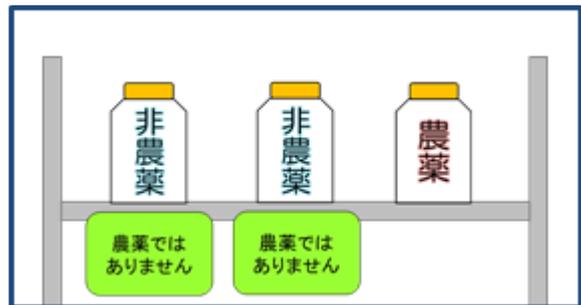
× 仕切りがなく、農薬と非農薬が混在する



○ 棚を分ける



○ 仕切りを設ける



○ POPの表示で強調する

6 購入者へのアドバイス

購入者に適切なアドバイスができるよう、取り扱う農薬については、その特性や正しい保管方法、使用方法などを十分理解しましょう。また、購入者に対しては、どのような目的（対象作物、対象病害虫、使用場所など）で購入しようとしているのかを確認するようにしましょう。

7 販売業務の自主点検

「4月」は新年度となり届出者の変更が多い時期です。また、最終有効年月が10月に設定されている農薬が多く、「10月」は期限切れ農薬が発生しやすい時期ですので、次ページの点検表を活用して定期的に点検しましょう。

《農薬販売業務自主点検表》

点検年月日： 年 月 日

点検者氏名： _____

■ 共通

点検項目	✓欄	内 容	対 応
届出	販売者の届出	<input type="checkbox"/> 届出事項（届出者氏名・住所、販売所名称・住所）に変更を生じた日から2週間以内に届け出をしましたか。	変更届を提出する
店舗	無登録農薬	<input type="checkbox"/> 登録農薬及び特定農薬以外の農薬を販売していませんか。	病虫害防除所に連絡する
	販売禁止農薬	<input type="checkbox"/> 販売が禁止されている28農薬を販売していませんか。	
	虚偽宣伝 (販売店が行う宣伝)	<input type="checkbox"/> 店が作成したチラシや注文書、店頭のPOP等で、登録農薬の有効成分含有量又は効果に関して虚偽の宣伝をしていませんか。	適正な宣伝に改める
	食品との分離	<input type="checkbox"/> 農薬の隣に食料品(ペット用の餌を含む)を置いていませんか。	棚を分ける
	農薬でない商品	<input type="checkbox"/> 農薬でない商品(不快害虫、衛生害虫用薬剤等)が農薬と誤認されて農耕地や農作物に使用されることがないように、明確に区分されていますか。	棚を分ける、表示をする等明確に区分する
	期限切れ農薬	<input type="checkbox"/> 有効期限切れ農薬を販売していませんか。	適正に処分する
	農薬類似品	<input type="checkbox"/> 農薬効果をうたっているとされる資材がありませんか。	病虫害防除所に連絡する
帳簿	無登録農薬	<input type="checkbox"/> 受払簿(仕入台帳、販売台帳)、伝票等に無登録農薬を販売した記録はありませんか。	病虫害防除所に連絡する
	販売禁止農薬	<input type="checkbox"/> 受払簿(仕入台帳、販売台帳)、伝票等に販売が禁止されている28農薬を販売した記録はありませんか。	
	帳簿の備え付け	<input type="checkbox"/> 帳簿(電磁的記録も含む)を備え付け、これに農薬の種類別に譲受数量及び譲渡数量を記載していますか。	帳簿を適正に備え付ける
		<input type="checkbox"/> 水質汚濁性農薬について譲受数量及び譲渡先別譲渡数量を記載していますか。	
		<input type="checkbox"/> 帳簿を最終の記載の日から3年間保存していますか。	
<input type="checkbox"/> 帳簿記載が日別になっていますか。	日別に記載する		
倉庫	無登録農薬	<input type="checkbox"/> 倉庫等に無登録農薬がありませんか。	病虫害防除所に連絡する
	販売禁止農薬	<input type="checkbox"/> 倉庫等に販売が禁止されている28農薬がありませんか。	
	盗難防止	<input type="checkbox"/> 施錠等、盗難を防止するための措置がとられていますか。	施錠する
	食品との分離	<input type="checkbox"/> 農薬が食品と分離されていますか。	食品と明確に分離する
	期限切れ農薬	<input type="checkbox"/> 有効期限切れ農薬がありませんか。	適正に処分する
	農薬類似品	<input type="checkbox"/> 農薬登録がなく、農薬効果をうたっているとされる資材がありませんか。	病虫害防除所に連絡する

■ 毒物又は劇物に該当する農薬の販売がある場合

点検項目	✓欄	内 容	対 応
毒物劇物販売登録	<input type="checkbox"/>	毒物劇物販売業の登録を受けていますか。	保健所に問い合わせる

■ 農薬として使用することができない除草剤の販売がある場合(道路や駐車場等で使用する除草剤)

点検項目	✓欄	内 容	対 応
当該除草剤の販売に係る表示	<input type="checkbox"/>	公衆の見やすい場所に、当該除草剤を農薬として使用できない旨の表示がありますか。	販売があれば表示する

《用語解説》

○無登録農薬

農林水産省の登録番号がない農薬(特定農薬を除く)。

○特定農薬(農薬取締法第3条1項)

その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬。現在、天敵(使用場所と同一県内で採取されたもの)、重曹、食酢、エチレン、次亜塩素酸水(塩酸、または塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る)が指定されている。

○販売禁止農薬(28農薬)

農林水産省令第11号(農薬の販売の禁止を定める省令)で定められた28種類の農薬。

※()内は過去の主な商品名

①リンデン (BHC、リンデン)	⑫2, 4, 5-T (ウィードン、イグリン)
②DDT (DDT、ヒトン、リピン)	⑬砒酸鉛 (砒酸鉛)
③エンドリン (エンドリン、ミック)	⑭水酸化トリシクロヘキシルスズ (プリクトラン)
④ディルドリン (デルドリン、ペンドリン)	⑮ダイホルタン、またはカプタホール (ダイホルタン)
⑤アルドリ (アルドリ、アチラム)	⑯PCP (PCP、クロン)
⑥クロルデン (クロルデン)	⑰CNP、またはクロロニトロフェン (MO、エムタップ)
⑦ヘプタクロル (ヘプタクロール、ヘプタ)	⑱PCNB、またはキントゼン (PCNB、エヌビー、ペンタゲン)
⑧ヘキサクロロベンゼン	⑲ケルセン、またはジコホール (ケルセン)
⑨マイレックス	⑳ペンタクロロベンゼン
⑩トキサフェン	㉑アルファ-1・2・3・4・5・6-ヘキサクロロシクロヘキサン
⑪TEPP (テップ、テプリン)	㉒ベータ-1・2・3・4・5・6-ヘキサクロロシクロヘキサン
⑫メチルパラチオン (ホリドール、ホリドールメチル)	㉓クロルデコン
⑬パラチオン (パラチオン、ホリドールエチル)	㉔ベンゾエピン、またはエンドスルファン (マリックス)
⑭水銀及びその化合物 (オルゾン、グリーン)	㉕メトキシクロル

○農薬でない商品

農薬として使用することができない除草剤、衛生害虫(ハエ、蚊、ゴキブリ等)や不快害虫(アリ、ムカデ等)等の駆除を目的とした殺虫剤、資材消毒で使用される薬剤(ケミクロンG、イチバン等)、畜舎消毒で使用される薬剤、動物薬、植物活力液、木酢液、竹酢液等の商品のこと。これらは農薬ではないため容器や包装に「農林水産省登録第△△△△△号」の表示がない。

○農薬として使用することができない除草剤

道路、駐車場、グラウンド等において、農作物や樹木、芝、花き等の植物の栽培・管理の目的以外で使用される除草剤。農薬ではないため容器や包装に「農林水産省登録第△△△△△号」の表示がない。

○農薬効果をうたっている表現

「病虫害を阻止」、「病気に効く」、「治る」、「発生しない」、「害虫を殺す、駆除する」、「退治」、「忌避する」、「発芽を良くする」、「発芽を抑える、雑草を防ぐ、少なくする」、「〇〇病抑制」、「害虫病気を撃退」、「抗害虫」、「〇〇病免疫向上」、「〇〇(害虫)の被害軽減」、「害虫対策」、「〇〇病等に期待」、「防虫免疫」、「病虫害抵抗力」、「虫・病気から植物を守る」、「〇〇病等に効果があります」等。

*農林水産省の登録番号がない資材、または特定農薬に指定されていない資材で、ラベル等に上記のような表現がある場合は、病虫害防除所に連絡してください。

○帳簿の参考様式(農薬の種類・日毎に受払がわかるもの)

品名 △△水和剤 80, 500g

○年 月 日	摘 要	入	出	残
4 1	〇〇〇農薬株式会社	100		100
4 1	□□薬局		20	80

○水質汚濁性農薬

一定の地域でまとまって使用された場合に水産動植物への被害や公共用水域の水質の汚濁、さらにはこれに起因する人畜への被害が生ずるおそれが高い農薬で政令により指定されている。

水質汚濁性農薬として指定されている農薬 シマジン(令和8年2月現在 登録失効)

《農薬に関する情報（登録・失効情報）》

農薬の登録・失効等に関する情報は下記のホームページを参考にするか、以下までお問い合わせください。

- ◎農林水産省「農薬コーナー」 <https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/>
◎農林水産省「農薬登録情報提供システム」 <https://pesticide.maff.go.jp/>

《問い合わせ先》

・農政部みやぎ米推進課環境対策保全班 TEL 022-211-2845
ホームページURL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/noenkan/>

・病虫害防除所企画指導班 TEL 022-275-8960
ホームページURL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/byogai/>



宮城県病虫害防除所
トップページ

・大河原地方振興事務所	農業振興部農業振興班	TEL 0224-53-3289
・仙台地方振興事務所	農業振興部農業振興班	TEL 022-275-9250
・北部地方振興事務所	農業振興部農業振興班	TEL 0229-91-0717
・東部地方振興事務所	農業振興部農業振興班	TEL 0225-95-7809
・気仙沼地方振興事務所	農業振興部農業振興班	TEL 0226-24-2534